

# 監理措置決定通知書の確認ポイント

**注意事項**

ア 住居を決定するときや行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ 監理措置の条件に違反したときは、監理措置決定が取り消され原証券の全部又は一部が取り戻される場合があります。なお、正当な理由がなく、押出しに応じないとき、逃亡したとき、報酬を受ける活動の許可を受けずに活動し(在留資格をもって在留する者による活動を除く)を行ったとき又は出入を伴う事業を運営する活動を行ったときは、処罰される場合があります。

ウ 法第44条の5第1項の規定により指定された機関以外で報酬を受ける活動を行ったときや許可で付された条件に違反したときは、報酬を受ける活動の許可が取り消される場合があります。

エ 追加強制命令の発付後は、出入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動に従事することはできません。

オ 報酬を受ける活動の内容(勤務先や報酬額等)や生計(同居者の人数・賃貸額等)に変動予定がある場合には、あらかじめ出入国在留管理庁に連絡しなければなりません。

カ 本通知書に添付し、機関ある旨に要求されたときは、これを添付しなければなりません。

また、出頭の際は、本通知書を携帯してください。

日本国政府 法務省

**監理措置決定通知書**

監理措置決定番号 \_\_\_\_\_

発行年月日 \_\_\_\_\_

発行官庁 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁

表

出入国在留管理庁 監

出入国管理及び難民認定法第 条の2第 項の規定により、  
あなたを監理措置に付する旨の決定をしたので、通知します。

1 氏名 \_\_\_\_\_ 男 女

2 生年月日 \_\_\_\_\_

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 決定日 \_\_\_\_\_

印

監理措置の条件

1 住居 \_\_\_\_\_

2 行動範囲 \_\_\_\_\_

3 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

4 逃亡及び 証拠の隠滅を防止する／不法就労活動を防止する ために必要な条件

報酬を受ける活動の許可の有無及び条件 有(許可番号: \_\_\_\_\_ 号・許可年月日: \_\_\_\_\_) 無

(1) 勤務先の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

(2) 活動の内容 \_\_\_\_\_

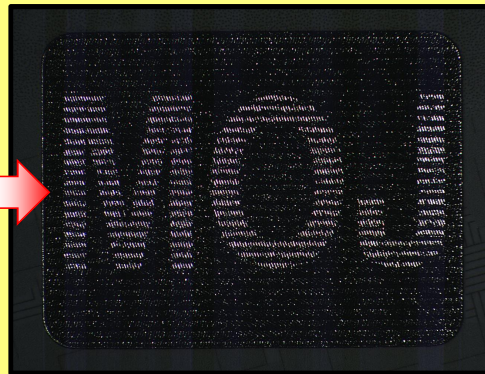
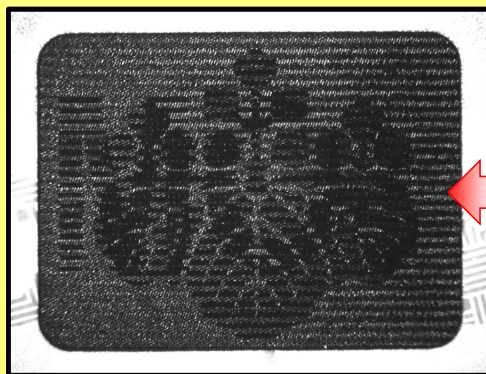
(3) 報酬額の上限(月額) \_\_\_\_\_

(4) その他の条件 \_\_\_\_\_

印

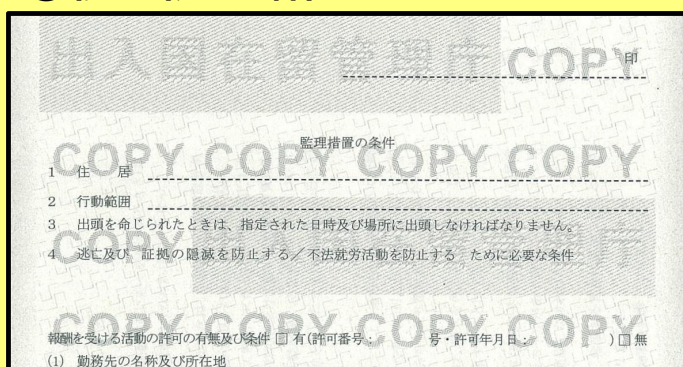
裏

## ① チェンジング箔



見る角度によって、  
桐の紋章と「MO」  
の文字が切り替わります。

## ② 複写防止措置



コピーすると、全面に  
「COPY」の文字が浮き  
出ます。